

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第503号）

答申日：平成30年11月29日（平成30年度（行情）答申第332号）

事件名：特定事案に係る懲戒処分宣告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月19日付け防官文第2127号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

訓戒等についても、被処分者の階級や処分内容・処分理由等を細かく開示してほしい。

被処分者の氏名を出さなければ、個人の特定には至らないはずである。

（2）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合わせによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要が」ある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。さらにいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成26年9月26日（金）の、特定事案処分発表について、以下の文書。①処分されたという三十数名が誰で、どんな処分を受けたか分かる文書。②その三十数名に対する被疑事実通知書。③記者会見の録音のおこし（海幕長と記者のやりとりのほか、監察官らと記者のやりとりも含む。）④想定問答⑤調査報告書（平成24年8月のものと平成25年7月のものを除く。）⑥⑤の下資料（平成26年4月23日以降に集められたもの。）⑦「司法判断に拘束される必要はない」と誰が言い出したか分かる文書。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として付紙（省略、以下同じ。）に掲げる行政文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、平成26年12月16日付け防官文第18489号により、付紙に掲げる文書3、文書5及び文書6について一部開示決定処分を行った後、平成27年2月19日付け防官文第2127号により、文書4を全部開示するとともに、本件対象文書について、法5条1号の不開示情報に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）及び文書7を文書不存在につき不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「訓戒等についても、被処分者の階級や処分内容・処分理由等を細かく開示してほしい。被処分者の氏名を出さなければ、個人の特定には至らないはずである。」と主張し、原処分の取消し及び全部開示の決定を求めるが、原処分において不開示としている部分は、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示にしたものであり、開示することはできない。よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月6日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2の2文書である。

異議申立人は、原処分の取消し及び全部開示の決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には、本件対象文書の不開示部分の開示を求めるものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提示する旨主張するが、その後9か月以上経過した時点においても、当該追加意見書の提示はなされていない。）。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とした決定を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書には、懲戒処分等の被処分者である特定の自衛隊員の氏名や所属等（以下「氏名等」という。）とともに、被処分者の非違行為の内容が記載されていると認められることから、本件対象文書に記載された情報は、各被処分者に係る懲戒処分等に関する書面ごとに、一体として各被処分者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省は本件不開示部分を公表していないとのことであり、これを覆すに足りる事情も認められないことから、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分に記載された情報は、法5条1号ただし書ロに該当する事情があるとは認められない。

また、懲戒処分等の対象になったことは、個人としての評価に係る性質を有する情報であり、当該個人の公務員としての職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

(3) 法6条2項による部分開示の可否について

本件不開示部分のうち、氏名等については、個人識別部分に該当すると認められることから、部分開示の余地はない。

また、その余の不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、他の情報と照合することにより、処分の対象となった非違行為の具体的な内容が明らかとなり、当該処分事案の関係者等一定範囲の者には、被処分者である特定の個人が誰であるかを推認することが可能となって、当該特定の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、当該部分を部分開示することはできない。

しかしながら、別紙2に掲げる部分は、その情報の性質に照らし、これを公にしても、特定の個人の権利利益が害されるおそれはないものと認められるので、法6条2項により部分開示することが相当である。

したがって、別紙2に掲げる部分を除く部分については、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきである。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年7か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

また、本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって必要であった本件対象文書の提示を求めたにもかかわらず、長期間対応がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 懲戒処分宣告書, 注意書及び口頭注意書

文書 2 被疑事実通知書

別紙 2（開示すべき部分）

対象文書	頁	開示すべき部分
文書 1	1	「規律違反の行為」の本文 3 行目 2 0 文字目ないし 2 8 文字目
	8	「規律違反の行為」の本文 3 行目 1 6 文字目ないし 2 4 文字目
	9	「規律違反の行為」の本文 3 行目 2 3 文字目ないし 3 1 文字目
	2 0	「規律違反の行為」の本文 2 行目 6 文字目ないし 1 4 文字目
文書 2	1	本文 3 行目 2 0 文字目ないし 2 8 文字目
	2	本文 2 行目 1 2 文字目ないし 2 0 文字目
	3	本文 2 行目 2 5 文字目ないし 3 3 文字目
	8	本文 3 行目 2 0 文字目ないし 2 8 文字目
	9	本文 3 行目 2 3 文字目ないし 3 1 文字目
	2 0	本文 2 行目 6 文字目ないし 1 4 文字目
	2 7	本文 2 行目 2 1 文字目ないし 2 9 文字目
	3 3	本文 2 行目 7 文字目ないし 1 5 文字目

（注）表中の文字数の数え方は、句読点、括弧等も 1 文字と数え、空白は数えない。

別表

1 懲戒処分宣告書，注意書及び口頭注意書

不開示とした部分	不開示とした理由
被注意者及び被処分者の所属，官名，階級のそれぞれ一部及び氏名の全て並びに本文の一部	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するため不開示とした。

2 被疑事実通知書

不開示とした部分	不開示とした理由
被疑者の所属，官名，階級のそれぞれ一部及び氏名の全て並びに被疑事実の一部	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するため不開示とした。

3 開示請求された「『司法判断に拘束される必要はない』と誰が言い出したか分かる文書。」に係る行政文書

不開示とした部分	不開示とした理由
全て	開示請求された文書の保有を確認することができなかったことから，文書不存在につき不開示とした。